

子育て世帯に対する特別給付金の受給申請について

健康福祉課子育て支援室 ☎(25)1184

食費などの物価高騰による影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給します。受給には申請が必要な場合がありますのでご確認ください（※支給対象者1人につき支給されるのは、下記の①～③のいずれかの給付金のみです。複数の給付金を併せて受給することはできません）。

支給額 対象児童1人につき一律5万円

受給申請および申請方法

① 5月上旬に案内通知が届いたかた

申請不要です。5月31日に支給いたしましたので、通帳記帳で確認してください。

② 6月上旬以降に案内通知が届いたかた

申請が必要です。同封の申請書に必要事項を記入のうえ、案内通知に記載の期日までに子育て支援室へ返送してください。

③案内通知が届いていないかたで、下記の各給付金の支給対象者となるかた

申請が必要です。給付金により申請期日が異なりますので注意してください。

申請受付後、1か月程度を目安に口座振込により支給します。

令和5年度鳥羽市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

【支給対象者】

- 令和5年3月分の児童扶養手当を受けているかた
- 公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていないかたで、令和3年の収入が児童扶養手当支給の収入基準額未満のかた
- 食費等物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当支給の対象と同様の水準となったかた

申請期限 令和6年2月29日 ※必着

令和5年度鳥羽市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）

【支給対象者】

- 令和4年度鳥羽市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯の低所得の子育て世帯分）を受給されたかた
- ①以外のかたで、平成17年4月2日（一定の障がいがある場合は平成15年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童を養育されており、食費等物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税および、非課税と同様の水準となったかた

申請期限 令和6年2月29日 ※必着

※令和6年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額改定の認定を請求されたかたは令和6年3月15日※必着

申請方法

- 申請書や必要書類など、申請についての詳細は市ホームページを確認いただくか、子育て支援室まで問い合わせてください。
- 申請受付後、1か月程度を目安に口座振込により支給します。

令和5年度鳥羽市子育て世帯臨時特別給付金

【支給対象者】

- 令和5年4月1日において市に住民票を有し、次の対象児童を養育されているかた、その他これらに準ずるかた

【対象児童】

- 平成17年4月2日から平成20年4月1日までの間に出生し、令和5年4月1日において市に住民票を有したことがある高校生（もしくはそれに準ずる）児童
- 平成20年4月2日から令和5年4月1日までの間に出生し、令和5年4月1日において市に住民票を有する児童
- 令和5年4月2日から令和6年3月31日までの間に出生し、市に住民票を有する新生児

申請期限 令和6年4月14日※必着



市ホームページ

注意事項

※支給対象者1人につき、支給されるのは1種類の給付金です。複数の給付金を併せて受給することはできません。

※給付金支給後、他市町村での重複支給や支給要件が非該当になることが判明した場合、給付金の返還を求めることがあります。